

高等技術学校後期授業料の減免及び 納付の猶予・分納について(技術専門コース)

令和2年8月
香川県立高等技術学校

制度の概要

高等技術学校で技術専門コース(電気システム科・自動車工学科・建築システム科・機械システム科)の職業訓練を受けるには、入学金及び授業料の納付が必要となります。

ただし、入学金及び授業料減免制度(令和2年6月改正)の対象となる場合、減免申請書を提出し、2(2)[1]①②③④の要件全てに該当していると認定されれば、申請に基づいて算定された所定の割合で入学金及び授業料が減免され、また、減免認定対象者となる可能性があれば入学金及び授業料の徴収猶予、分納が認められる場合があります。

2(2)[1]の減免の要件は、従来、原則として主たる学資負担者(1名)の市町村民税所得割額が2万円未満を原則とし、世帯類型により1人親家庭の場合は市町村民税所得割額が10万円未満といった優遇措置を設け、認定されれば授業料の全額を免除していましたが、改正後は、本人及び生計維持者(原則2名)の計3名の市町村民税所得割額を合計して、2(2)[1]③の収入基準に当てはめる形に統一されました。

また、収入基準の外に国籍・成績・資産の要件も加わり、全ての要件を満たしていなければ減免の認定を受けられない事となりました。

更に、減免の認定を受けた後にも、学業成績や収入状況等を再確認し、その内容により減免区分の変更や減免の停止・廃止、減免の遡及取消といった措置をとることとなっています。

そのため、経過措置として、平成31年4月、令和2年4月に入校した方については、改正前の減免制度における要件のいずれかに該当すると認定され、その方が有利になる場合、授業料の減免のみ改正前の制度で受けることができます。

申請時期・減免期間等については、次のとおりです。

申請時期	減免期間	対象経費
後期(8月17日～8月31日)	10月～3月	授業料

【納付時に減免を受ける場合】

1 授業料減免の手続き

(1) 申請するかどうかの判断

まず、授業料の減免の要件に該当するかどうかの判断をしていただきます。

減免を受けるためには、次の2(2)[1]①②③④の要件全てに該当する必要があります。

収入基準③が設けられているように、減免制度は申請者が市町村民税非課税又はそれに準ずる世帯に属する場合を想定した制度であるため、本人及び生計維持者(原則2名)の計3名の市町村民税の所得割額の合計額が51,300円以上になる場合は減免の対象となりません。

市町村民税の所得割額は、給与所得者で住民税が給与から控除されている方は、「市町村民税・県民税特別徴収税額通知書」(勤務先から配布)、それ以外の自営業を営んでいる方等は、「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」(市町村から郵送)で確認することができます(通知書の名称は、市町村によって異なります)。いずれも証明書等としては使用出来ませんので、所得割額確認後に市町村から所得と課税について証明する書類の交付を受けてください。

減免の区分に基づく令和2年度後期授業料の減免の金額は以下のとおりとなりますので、参考にしてください。

● 後期授業料

減免の区分による減免金額は、59,400円(満額)、39,600円(2/3)、19,800円(1/3)

0円(1/3)となります。(※休学等があった場合には、月ごとに減免金額を算定する場合あり。)

(2) 申請する場合の手続き

申請する場合、以下の[1]に記載している要件をすべて満たすことについて必要な証明書等にて確認のうえ、[2]に記載している提出書類に添付し、申請してください。

[1] 授業料の減免の要件

次の①～④の要件を全て満たす場合に、授業料が減免となります。

要件	申請に必要な証明書等												
<p>① 国籍・在留資格等</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 日本国籍を有する者</p> <p>イ 法定特別永住者</p> <p>ウ 在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である者</p> <p>エ 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思があると校長が認めた者</p>	<p>【必要書類(外国籍の方のみ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」のコピー ・「特別永住者証明書」のコピー ・その他住民票の写し(コピー不可)等、在留資格・期限が明記されているもの <p>※ 他は、③の必要な書類である住民票の写しで確認</p>												
<p>② 学業成績等</p> <p>ア 1年生</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>A 高校等の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。</p> <p>B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること。</p> <p>C 高校卒業程度認定試験の合格者であること。</p> <p>D 学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。</p>	<p>【必要書類(1年生)】</p> <p>A 全体の評定平均値が記載された証明書(原本)</p> <p>C 高校卒業程度認定試験合格証明書(原本)又は合格証のコピー</p> <p>D 学修計画書(第10号様式)</p>												
<p>イ 2年生</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>A 平均成績が訓練科内で上位2分の1以上であること。</p> <p>B 次のいずれにも該当すること。</p> <p>a) 受講した訓練時間があらかじめ定めた訓練時間の80パーセントに相当する時間以上であること。</p> <p>b) 学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。</p> <p>【注意】</p> <p>平均成績が訓練科において下位4分の1に属する場合や修得単位時間数が不足する場合、学修意欲が低い状況にあると認められる場合は対象となりません。</p>	<p>【必要書類(2年生)】</p> <p>Bb) 学修計画書(第10号様式)</p> <p>【1、2年生共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アB、イA、Baの確認については、学校でいたします。 ・学修計画書は、申請者全員が必ず作成し、提出する必要があります。 												
<p>③ 収入基準</p> <p>本人及び生計維持者の市町村民税の所得割額の合計額が51,300円未満であること。</p> <table border="1" data-bbox="220 1422 1005 1798"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>100円未満</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>★「生計維持者」(3 その他参照)</p> <p>父母がいる場合は、原則として父母(2名)が生計維持者となります。</p> <p>ひとり親の場合や父母がいない場合、実態と異なる場合など、生計維持者が不明の場合は、必ず事前に御相談ください。</p>	区分	減免額算定基準	減免額	第Ⅰ区分	100円未満	全額	第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	2/3	第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	1/3	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人及び生計維持者の「住民票の写し」(直近のもの。コピー不可) ※ 生計維持者の確認のため追加資料の提出を求められることがあります。 ・本人及び生計維持者の平成30年分の所得と課税について証明する書類として、 <p>【後期】</p> <p>令和元年分の所得の証明書 「令和2年度市・町・県民税(所得)課税証明書」(原本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月1日時点の生活保護受給証明書(原本)又は生活保護決定(変更)通知書のコピー(該当者のみ)
区分	減免額算定基準	減免額											
第Ⅰ区分	100円未満	全額											
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	2/3											
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	1/3											

<p>④ 資産基準額</p> <p>本人及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準に該当すること。</p> <p>生計維持者が2人の場合：2,000万円未満</p> <p>生計維持者が1人の場合：1,250万円未満</p> <p>★「資産」(3 その他参照)</p> <p>現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等</p>	<p>・申請者の自己申告による</p>
--	---------------------

[2] 申請書の提出

制度の概要に示している申請時期の期間内に、次の書類を作成のうえ、[1]に記載している必要な証明書等を添付し、高等技術学校高松校総務課に提出してください。

[1]の減免要件を満たしていると認められた場合には、後期分(令和2年10月分～令和3年3月分)の授業料(1年生・2年生)が(1)②の区分により減免されます。

減免の認定は、後期については令和2年9月中旬までに行い、申請者に通知する予定です。

入学金及び授業料の減免認定が納期限までに間に合わない場合は、徴収猶予の手続きをしてください。

提出書類	作成上の注意等
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書(第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・後期の場合、年齢は、令和2年10月1日現在で記入してください。
申請者本人及び生計維持者に関する申告(第1号様式別紙1)	<ul style="list-style-type: none"> ・経過措置の適用を受ける場合で、(1)交通遺児等で生活困窮者に該当する者。(2)学資負担者が災害、失職、長期療養等により授業料納入が困難な場合に該当する者は、次の書類の提出が必要です。 <p>(1)平成31年4月及び令和2年4月に入学した訓練生であって、香川県立高等技術学校授業料等の減免等に関する取扱要綱附則第2条第4号に該当する場合には、交通事故証明書又は死亡診断書等、保護者又は里親が交通事故によって死亡したことが確認できる書類。</p> <p>(2)平成31年4月及び令和2年4月に入学した訓練生であって、香川県立高等技術学校授業料等の減免等に関する取扱要綱附則第2条第6号に該当する場合には、市町村長が発行する罹災証明書、雇用保険受給者証の写し、医師が発行する診断書、民生委員の意見書等のいずれかの書類で、特別な理由が存すること及び授業料を納付することが著しく困難であることを証する書類。</p>

○生活保護受給証明書は、次の場所で発行しています。

福祉事務所名	管轄区域	住所	電話番号
香川県東讃保健福祉事務所	木田郡・香川郡	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8250
香川県小豆総合事務所	小豆郡	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-1418
香川県中讃保健福祉事務所	綾歌郡・仲多度郡	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9960
高松市福祉事務所	高松市	高松市番町1-8-15	087-839-2343
丸亀市福祉事務所	丸亀市	丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8805
坂出市福祉事務所	坂出市	坂出市室町2-3-5	0877-44-5007
善通寺市福祉事務所	善通寺市	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6309
観音寺市福祉事務所	観音寺市	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3930
さぬき市福祉事務所	さぬき市	さぬき市寒川町石田東甲935番地1	0879-26-9902
東かがわ市保健福祉事務所	東かがわ市	東かがわ市三本松1172	0879-26-1228
三豊市福祉事務所	三豊市	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3015

3 その他

- ・現在、在学している方（平成 31 年 4 月・令和 2 年 4 月入校者）については、改正前の減免制度と改正後の減免制度の両方が適用されることとなっています。改正前の減免制度の適用を受けようとする方も、申請書は現在の様式を使用してください（申請書添付書類も同じ）。
- ・減免の決定等があった後、年度途中で減免等の事由に変更が生じたり、減免等の事由のいずれにも該当しなくなった場合は、速やかに高等技術学校 高松校 総務課に連絡してください（例：「生活保護を受給しなくなった」「母子世帯等であったが再婚した」「児童養護施設から退所した」など）。
- ・それを受け、改めて減免の認定が必要となる場合は、書類の追加提出を指示します。授業料の減免等の事由のいずれにも該当しないことが確認された場合には、減免等の事由が消滅した翌月以降の期間の授業料の減免等が取り消されます。書類の提出がない場合も、同様の措置をとることとなります。
- ・生計維持者の考え方

i	父母がいる場合	父母が生計維持者となる。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。）
ii	父母がいない場合	父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる（例えば、父母を亡くした後、叔父が訓練生の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる）。該当者がいない場合（独立生計の場合）は、訓練生本人が生計維持者となる。
iii	社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合	父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

- ※ 生計維持者については、その解説やQ&Aが日本学生支援機構のHP
 （アドレス<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>）
 に掲載されていますので、参考にしてください（Q&Aは本校のHPにも掲載）。

・資産の内容

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え （仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む）
預貯金	普通預金、定期預金等 注）貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。（ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。）
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒） 注）宝石（指輪等）は含まない。

4 適格認定

後期授業料の減免認定を受けた全ての方について、収入状況等を再確認する手続きを行います。

確認事項	実施時期	対応
収入状況等	後期授業料減免申請時	最新の本人及び生計維持者の課税（所得）証明書等により確認し、基準に照らして、減免区分の変更や減免の停止を行い、10月分からの減免に反映します。

【家計が急変した世帯に属する場合】

1 家計が急変した世帯に属する場合の要件及び証明書等について

2 (2) ア①②④の要件を満たし、次の「家計急変の事由」に該当する場合に減免対象となります。ただし、過去に認定の取消を受けた方については、対象になりません。

[1] 家計急変の事由の要件

要件	申請に必要な証明書等
<p>家計急変の事由</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>A 生計維持者の一方（又は両方）が死亡</p> <p>B 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難</p> <p>C 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業事由に該当する場合に限る。） 「非自発的失業」 定年退職や正当な理由のない自己都合退職は対象になりません。 「その他対象とならない場合」 生計維持者の離婚又は失踪、定年退職等、非自発的失業に該当しない離職、雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職については、</p> <p>D 生計維持者又は本人が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>a) 上記A～Cのいずれかに該当</p> <p>b) 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生</p> <p>※生計維持者の離婚又は失踪、定年退職等、非自発的失業に該当しない離職、雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職については、被災した場合（上記Dに該当する場合）を除き、対象とはなりません。</p>	<p>【必要書類】 (全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人及び生計維持者の住民票の写し ※ 生計維持者の確認のため追加資料の提出を求めることがあります。 本人及び生計維持者の課税（所得）証明書 ※ 課税標準額、調整控除額、調整額、扶養親族の数、合計所得額、総所得金額等、本人該当区分の記載されたもの 生活保護決定（変更）通知書等の写し（該当者） 急変後の収入状況が確認できる書類（給与明細書等） <p>(事由ごと)</p> <p>A 戸籍謄本（抄本）又は死亡日の記載された住民票)</p> <p>B 医師による診断書及び雇用主による病気休職の証明</p> <p>C 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証</p> <p>D 罹災証明書及び確認書類</p>

[2] 申請書の提出

家計が急変する事由が生じた場合、原則として家計急変事由の発生から3か月以内に、上記[1]に記載している必要な証明書等を申請書に添えて、高等技術学校高松校総務課に提出してください。

上記 [1]の要件を満たしていると認められた場合には、一定期間減免されますが、減免認定が納期限までに間に合わない場合は、徴収猶予の手続きをしてください。

なお、提出する申請書等、手続きの詳細については、高等技術学校高松校総務課にご相談ください。

2 申請時期・減免期間等

申請時期、減免期間及び減免される授業料等は次のとおりです。

申請時期	家計急変事由発生の発生時期	減免始期	対象経費
随時	ア 入校前（入校前年の1月から入学月の前日まで）に家計急変の事由が生じたとき	入校年度の4月に申請を行ったとき 4月	入学金及び授業料
		5月以降に申請を行ったとき 認定月	
	イ ア以外の場合	認定月	授業料

3 適格認定

次により学業成績及び収入状況等を再確認する手続きを行います。

確認事項	実施時期	対 応
学業成績等	前期授業料 減免申請時	2 入学金・授業料減免の手続きにより認定された者と同様
収入状況等	3 か月毎	最新の収入状況等が確認できる書類により確認し、基準に照らして、減免区分の変更や減免の停止を行います。

【後期授業料の納付の猶予及び分納を受ける場合】

1 納付の猶予及び分納に係る要件及び証明書等について

納付の猶予及び分納に係る申請書及び証明書等の提出を受け、次の要件に該当し必要性を校長が認める場合、授業料の納付の猶予又は分納を受けることができます。

要 件	申請に必要な証明書等
〈納付の猶予〉 経済的理由及びやむを得ない事情により、授業料の納付が困難であり、かつ、優秀と認められる者で、減免認定対象者となる可能性があるとして校長が認める場合。	2 授業料減免の手続きの要件①から④に示す書類 ※減免申請の際に、授業料等納付猶予・分納申請書（第 11 号様式）を併せて提出してください
〈分納〉 授業料の減免対象となる者に準じる場合であって、納付期限までに授業料等を納付することが困難であると校長が認める場合。	同上

2 申請時期・猶予期間

申請時期、猶予期間は次のとおりです。

申請時期	猶予期間
後期授業料減免申請時	必要と認められる期間

〈参考〉経過措置の適用例

母子家庭で、本人の市町村民税の所得割額が 1,000 円、母の市町村民税の所得割額が 25,000 円。2 人とも A 国籍で日本国の住民登録をしており、成績、資産について減免要件を満たしている場合。

【現行制度】

収入基準では第Ⅲ区分（1／3 免除）となるが、本人が国籍要件を満たしていないため不認定。

【経過措置】

改正前の制度で、主たる学資負担者 1 人（母）の市町村民税の所得割額が、一人親家庭の要件である 10 万円未満であるため、全額が免除される。

※提出された申請書及び添付書類の内容を検討し、経過措置の適用が有利であると判断される場合は、その内容で通知します。

詳細については、香川県立高等技術学校 高松校 総務課（087-881-3171）にお問い合わせください。